第3号議案

	7.5 C 13 PARK
件 名	栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について
提案理由等	公立小学校の統廃合に伴い、所要の改正をするものである。

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正の概要

教育委員会事務局総務課

〇 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和54年規則第20号)

1 改正の趣旨

公立小学校の統廃合に伴い、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

規則別表に定める「矢板市立豊田小学校沢分教室」を「矢板市立東小学校沢分教室」に変更する。

3 施行期日

公布日(令和4(2022)年7月8日公布予定)

○栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真 理

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和54年栃木県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後				改	正	前	
別表第1						別表第1				
勤務箇所	職		員	調整数		勤務箇所	職		員	調整数
略						略				
<u> 矢板市立</u>	略			略		<u> 矢板市立</u>	略			略
東小学校						豊田小学				
沢分教室						校沢分教				
及び矢						室及び矢				
板市立矢						板市立矢				
板中学校						板中学校				
沢分校						沢分校				
略	略					略	•			
						1				

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務課)